７　給与

７　給与

１　職員番号

給与関係（諸手当、年末調整など）及び福利厚生課関係（給付請求時、共済組合員証など）の申請時に必要となる番号です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２　支給日  　（１）月例給与　毎16日  　　　　※16日が、土曜日の場合→15日  日曜日の場合→17日（ただし、月が祝日→18日）  　（２）期末、勤勉手当　６月30日、12月10日  　　　　※支給日が、土曜日の場合→前日  日曜日の場合→前々日  給与支給調書の見方  本人あて通知書 | |  | 職　員　番　号  氏　　　名 |  |
| 給料（表・級・号給）  給料調整額  教職調整額 | ①  ②  ③ |
| 小計 |  |
| 管理職手当  初任給調整手当  扶養手当  地域手当  住居手当  特殊勤務手当  特地・へき地  準特地・準へき地  時間外勤務手当  10.0割　12.5割  13.5割　15.0割  16.0割　17.5割  2.5割　 5.0割  時間外勤務代休時間  休日勤務  夜間勤務  宿日直手当  宿日直１５割  宿日直 ５割  管特手当  管特手当１５割  通勤手当  単身赴任手当  改指・産教  定通・交替  教員特別・被服  期末・勤勉手当  児童手当  連絡指導手当  その他 | ④  ⑤  ⑥  ⑦  ⑧  （A）給与　★  ⑨  ⑩  ⑪  ⑫  ⑬  ⑭  ⑮  ⑯  ⑰  ⑱ |
| 所属　××××  ○○中 | 職員番号　　△△△△△  氏　　名　　〇〇〇〇〇  現　　　金 |
| 給料　　　　①  給料調整額　②  教職調整額　③  各種手当　　④～⑱    （A）　給与　★    支給計（A）の合計◎    短期掛金  介護掛金　　　　⑲～㉓  長期掛金    （B）差引　◆  （法定控除）      控除計  （B）の合計◇  　 差引支給額 　 （A）-（B）△ |
| 一般互助会費  学校生協　　　　　㉔  弘済会  など    （C）差引　●  　　　　（法定外控除）          互助会費等控除計  （C）の合計 |
| 小計 | （A）の合計◎ |
| 支給計 |  |
| 減額 |  |
| 短期掛金  介護掛金  長期掛金・厚生年金 | ⑲ |
| 控除後支給計（A）-（B）-（C）口座　A  口座　B  口座　C  現金 |
| 雇用保険  課税対象額  所得税  住民税  貸付共済金  財形貯蓄  物資代・差押  他控除 | （B）差引　◆  （法定控除）  ⑳  ㉑  ㉒  ㉓ |
|  | 平成　年　月　日 |
| 控除計 | （B）の合計◇ |
| 差引支給額  口座　A  口座　B  口座　C  現金  その他 | （A）-（B）△  （C）差引　●（法定外控除）  ㉔ |

３　諸手当

　給与にはいろんな手当が入っています。

　その手当には

・認定（本人の申請必要）による手当

・自動的につく手当

・報告が必要な手当

（１）認定による手当（本人による申請）

種類　　　⑤扶養手当

　⑰児童手当

　⑬通勤手当

　⑥住居手当

　⑨準特地、準へき地手当…

へき地学校等に異動し、これに伴い住居を異動の日から１年以内にへき地

学校等の所在する市町村又は隣接する市町村に移転した職員に支給

　　※ただし、住居届（へき地手当用)による。

　⑭単身赴任手当

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認　　定　　手　　続　　き | | | | | | 備　　　考 |
| 該当者 | 担当 | 校長 | 地教委 | 県教委 |  |
| ◎ |  |  |  |  | 各届出書作成 | 事実発生より１５日以内 |
|  | ○ |  |  |  | 担当確認 | （学校長受付印） |
|  |  | ○ |  |  | 校長確認（押印） |  |
|  | ○ |  |  |  | 提出 |  |
|  |  |  | ○ |  | 地教委確認 |  |
|  |  |  |  | ○ | 県教委確認・決裁 |  |
|  |  | ○ | ○ |  | 認定書等受領 |  |
| ○ | ○ |  |  |  | 担当者確認、保管 | 該当者に認定書（原本）交付  学校へは認定書（写）、入力帳票等保管 |
|  |  |  |  |  |  |

※　廃止の場合にも届出が必要です。ぬかりのないように気をつけましょう。

　（２）自動的につく手当

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　　類 | 備　　　　　　　　　　考 |
| ④管理職手当 | 校長、教頭のみ支給 |
| ⑧特地、へき地手当 |  |
| ⑮教員特別、被服手当 |  |
| ⑯期末、勤勉手当 |  |
| ②給料調整額 | 特別支援学級担任教員のみ支給　（特別支援学級担任教員届出による） |

　（３）報告が必要な手当（月例報告による）

種類　⑦教員特殊業務手当

　　　　　　　⑩時間外勤務手当

　　　　　　　⑪宿日直手当

　　　　　　　⑱多学年学級担当手当

　　　　　　　⑱連絡指導手当

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 報告手続 | | | | | 備考 |
| 該当者 | 担当 | 校長 | 高知県 |  |
| ◎  ○ | ○  ○  ○ | ○  ○ | ○ | ⑦教員特殊業務整理簿  ⑩時間外勤務命令簿　　　作成  ⑱特殊勤務実績簿  校長承認  月例報告書作成  校長確認  報告  支給  給与調書確認 | ⑦実績を本人届出  ⑩　　　　〃  ⑱出勤簿で日数確認 |

（４）手当額

　②給料調整額

　　支給対象者・・・特別支援学級担任教員

　　支　給　額・・・調整基本額　　　　　　×　　　調整数

　　　　　　　　　　１級　： 8,400円　　　　　　　　１

　　　　　　　　　　２級　：10,900円　　　　　　（公立の小学校、中学校）

　　　　　　　　　　特２級：11,200円

　　　　　　　　　　３級　：11,700円

　　　　　　　　　　４級　：12,800円

　③　教職調整額

　　支給対象者・・・１級及び２級、特２級の教育職員

　　支　給　額・・・給料月額　×　4/100

　④　管理職手当

　　校長　52,100円

　　教頭　43,700円

　⑤　扶養手当

　　支給対象者

　　　他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている、つぎのような人を扶養する職員

・配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

　　　　・22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫

　　　　・60歳以上の父母及び祖父母

　　　　・22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

　　　　・重度心身障害者

　　支給額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度  扶養親族 | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 |
| 配偶者 | | 13,000 円 | 11,500 円 | 10,000 円 | 8,500 円 | 6,500 円 |
| 子 | | 6,500 円 | 7,500 円 | 8,500 円 | 9,500 円 | 10,000 円 |
| 父母等 | | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 |
| 配偶者がない場合の１人目 | 子 | 11,000 円 | 11,000 円 | 10,500 円 | 10,500 円 | 10,000 円 |
| 父母等 | 11,000 円 | 10,000 円 | 9,000 円 | 8,000 円 | 6,500 円 |

　　　　※　15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日後の最初の３月31日までの子の場合、一人につき5,000円加算

　⑥　住居手当

　　支給対象者

自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、月額（12,000円）を超える家賃若しくは間代を支払っている職員

　　　支給額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要　件 | 家　賃　等 | 支給額（100円未満切捨） |
| ・契約  ・居住  ・支払 | 月額23,000円以下 | 家賃額－12,000円 |
| 月額23,000円以上55,000円未満 | （家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 |
| 月額55,000円以上 | 27,000円 |

　　　　※単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅は、上記の支給額の1/2

　⑦　特殊勤務（教員特殊業務手当）

　　支給対象者

　　　　　小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の１級、２級又は特２級の適用を受ける職員

　　　支給額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | | | 支給額 |
| 非常災害時の児童生徒の保護等業務 | | | | 8,000円 |
|  | 激甚災害の場合 | | | 16,000円 |
| 児童生徒の救急業務 | | | | 7,500円 |
| 児童生徒の緊急補導業務 | | | | 7,500円 |
| 修学旅行等の引率指導業務 | | | | 5,100円 |
| 対外運動競技等の引率指導業務 | | | 泊を伴う | 5,100円 |
| 週休日等 | 5,100円 |
| 部活動指導業務 | | ４時間以上 | | 3,600円 |
| ２時間以上４時間未満 | | 1,800円 |

　⑦　特殊勤務（⑱教育業務連絡指導手当）

　　支給対象者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象区分 | | 金額 | 備考 |
| 小学校 | 教務主任  学年主任  研究主任  分校主任  人権教育主任 | １日あたり  200円 | この手当は、次のいずれかに該当するものには支給しない。  (1)　3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任  (2)　3学級未満の学年に置かれる学年主任  (3)　(1)及び(2)に定めるもののほか、※任命権者が定める基準に該当しないもの |
| 中学校 | 教務主任  学年主任  研究主任  人権教育主任  生徒指導主事 |

※任命権者が定める基準は次表のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 手当が支給されないもの |
| 小学校 | 教務主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 研究主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 学年主任 | ３学級未満の学年に置かれるもの |
| 人権教育主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 中学校 | 教務主任 | ３学級未満の学校に置かれるもの |
| 生徒指導主事 | ３学級未満の学校に置かれるもの |
| 学年主任 | ３学級未満の学年に置かれるもの |
| 研究主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 人権教育主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |

　⑦　教員特殊業務手当（多学年手当）

　　支給対象者

　　　　　２以上の学年の児童又は生徒で編成されいる学級を担当する教諭又は講師が、多学年学級における授業又は指導に従事したとき。

支給額

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 支給額（日額） |
| ３以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級 | 350円 |
| ２の学年の児童又は生徒で編成されている学級 | 290円 |

　⑬　通勤手当

　　支給対象者（交通用具（自動車等）の使用者）

　　　　　通勤のため自動車等の使用を常例とし、かつ徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２km以上の者

支給額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
| ２ｋｍ以上　　５ｋｍ未満 | 3,300円 | 35ｋｍ以上　40ｋｍ未満 | 22,000円 |
| ５ｋｍ以上　　６ｋｍ未満 | 4,300円 | 40ｋｍ以上　45ｋｍ未満 | 24,800円 |
| ６ｋｍ以上　10ｋｍ未満 | 5,600円 | 45ｋｍ以上　50ｋｍ未満 | 27,200円 |
| 10ｋｍ以上　15ｋｍ未満 | 8,000円 | 50ｋｍ以上　55ｋｍ未満 | 29,600円 |
| 15ｋｍ以上　20ｋｍ未満 | 10,700円 | 55ｋｍ以上　60ｋｍ未満 | 32,000円 |
| 20ｋｍ以上　25ｋｍ未満 | 13,500円 | 60ｋｍ以上　65ｋｍ未満 | 34,400円 |
| 25ｋｍ以上　30ｋｍ未満 | 16,300円 | 65ｋｍ以上 | 36,800円 |
| 30ｋｍ以上　35ｋｍ未満 | 19,200円 |

　※高速道路の利用

　　料金の負担を常例としている場合で次のア及びイのいずれの要件も満たしていること

　　　ア　高速道路を利用せずに通勤するものとした場合の通勤距離が40km以上又は通勤時間が概ね80分以上であること。

　　　イ　高速道路を利用することにより通勤距離が30分以上短縮すること

　　　　　※次の場合は、30分の短縮効果があったものとする。

・高速道路を20km以上利用する場合

・南国IC～伊野IC間を利用する場合

・高知IC～土佐IC間を利用する場合

　⑭　単身赴任手当

　　支給対象者

　　　　　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転しやむを得ない事情※１により、同居していた配偶者と別居する事となった職員で単身で生活することを常況とし距離制限を満たす※２職員

　　　　　※１やむを得ない事情

　　　　　　ア　配偶者が介護を必要とする父母又は同居の親族を介護

　　　　　　イ　配偶者が学校等の教育施設に在学する同居の子を養育

　　　　　　ウ　配偶者が引き続き就業

　　　　　　エ　配偶者が自宅を管理するため引き続き自宅に居住

　　　　　　オ　ア～エに類する事情

　　　　　※２距離制限を満たす

　　　　　　ア　異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に通勤する公署への通勤距離が60ｋｍ以上である。

　　　　　　イ　通勤距離が60ｋｍ未満で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からアに相当する程度に通勤が困難であると認められること。

支給額　30,000円　＋　加算額（距離に応じて加算）

　加算額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 距離 | 金額 | 距離 | 金額 |
| 80 km以上 100 km未満 | 6,000 円 | 700 km以上 900 km未満 | 32,000 円 |
| 100 km以上 150 km未満 | 8,000 円 | 900 km以上 1,100 km未満 | 40,000 円 |
| 150 km以上 200 km未満 | 10,000 円 | 1,100 km以上 1,300 km未満 | 46,000 円 |
| 200 km以上 250 km未満 | 12,000 円 | 1,300 km以上 1,500 km未満 | 52,000 円 |
| 250 km以上 300 km未満 | 14,000 円 | 1,500 km以上 2,000 km未満 | 58,000 円 |
| 300 km以上 500 km未満 | 16,000 円 | 2,000 km以上 2,500 km未満 | 64,000 円 |
| 500 km以上 700 km未満 | 24,000 円 | 2,500 km以上 | 70,000 円 |

　⑰　児童手当

　　支給対象者

　　　　次のいずれかに該当する者（日本国内に住所を有する者に 施行通知第２第１項限る。）に支給する。

ア　15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母（支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下「父母等」という。）

イ　国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者で、父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。）

ウ　上記ア、イのいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

※「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有する者又は留学その他の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

支給額

ア　受給資格者の前年の所得（１月分から５月分までの児童手当は前々年の所得）が所得制限限度額未満である場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 支給額（月額） |
| ３歳未満 | | 15,000円 |
| ３歳以上小学校修了前 | （第１子、第２子） | 10,000円 |
| （第３子以降） | 15,000円 |
| 中学生 | | 10,000円 |

イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合

支給要件児童一人につき、月額5,000円（特例給付）が支給される。

所得限度額表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 備 考 |
| ０人 | ６２２万円 | 扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、左記の所得制限限度額に当該老人控除対象配偶者及び老人扶養親族１人につき６万円を加算する。 |
| １人 | ６６０万円 |
| ２人 | ６９８万円 |
| ３人 | ７３６万円 |
| ４人 | ７７４万円 |
| ５人 | ８１２万円 |

（注）所得制限限度額の算定式は、以下のとおりであり、扶養親族等の数が６人以上の場合も同様に計算する。

部活動練習計画書記載例

各学校で





